

# 農の広場

登米市農業委員会だより

特別号

令和5年9月

## 「会長あいさつ」

実りの秋を間近に控え、皆様にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

この度、農業委員の任期満了に伴い、7月の初総会において会長に就任することになりました。改めて責任の重大さを痛感しているところであります。

さて、市民皆様から見た印象とは異なり、農業委員会がとても重要な役割と課題を抱えていることに気付いている方は少ないと思います。

まず役割ですが、登米市の広大な農地面積（約17,600ha）を全て調査し、10年後〜15年後に子や孫たちがすばらしい条件の中で農業ができるよう環境整備を図ることです。この役割を委員全員が認識し、一生懸命取り組んでいるところであります。

次に抱える課題は、農業・農村を維持する人材の不足です。近年政府も、多くの産業に与える影響について危惧しており、特に農業においては担い手や後継者の不足を深刻な問題と捉え人材の育成に力を入れ、農業・農村を維持しようとしています。未だに有効な手立ては見つかりませんが、本農業委員会としましては農地とともに培ってきた伝統、文化を継承してくれる人材の育成を目標の1つとしてまいります。

また、食料安全保障や自給率の問題については国民全体の理解と協力がなければ解決に至りません。現在本農業委員会では、農地を有効活用し、賑やかで明るい農村を築くため、皆様の声に耳を傾けながら、農業関連施策に対する要望をまとめた意見書を、市長はじめ関係機関に提出する活動を行っております。こうした取り組みがやがては食料安全保障などの大きな問題の解決にもつながっていくものと信じ鋭意努力を続けてまいります。

最後になりますが、今後の活動における地域計画に附属の「目標地図」作成に対し、市民皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

## 農業委員

主な仕事  
総会議案審議を中心とした活動を行います。

### 農業委員会

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づき、市町村ごとに設置されている行政委員会です。市長により任命された農業委員と農業委員会が委嘱した農地利用最適化推進委員によって構成されます。



(迫町)

うえのえいこう  
上野栄公



(迫町)

いわさきとみこ  
岩崎とみ子



会長職務代理者(中田町)

もんまいちろう  
門馬一郎



会長(南方町)

たかはしきよのり  
高橋清範



(中田町)

いがらしこうき  
五十嵐幸喜



(東和町)

すずきやすこ  
鈴木泰子



(登米町)

はがしゅうじ  
芳賀秀二



(迫町)

みつつかよし  
三塚芳毅



(迫町)

おのよしゆき  
小野寺義幸

# 農 業 委 員

主な仕事  
総会議案審議を中心とした活動を行います。



(豊里町)  
かみやま りゅう た  
加美山 竜 太



(中田町)  
たしま きき お  
田 島 幹 雄



(中田町)  
たか はし たけ し  
高 橋 健 之



(中田町)  
すず き いわお  
鈴 木 巖



(中田町)  
いわお いわぶち つとむ  
岩 淵 勉



(米山町)  
さとう ひさ みち  
佐 藤 久 順



(米山町)  
さくら いとし みつ  
櫻 井 利 光



(米山町)  
かの のしょう こ  
鹿 野 昭 子



(米山町)  
あべ あき のり  
阿 部 晃 徳



(豊里町)  
さとう ひで ひこ  
佐 藤 瑛 彦



(南方町)  
しば さき せん いち  
柴 崎 専 一



(南方町)  
あさ の かず ひろ  
浅 野 和 宏



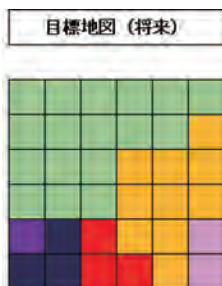
(石越町)  
おの であ てつ こ  
小野寺 鉄 子



(石越町)  
あべ しず お  
阿 部 静 男



(米山町)  
よし むら ちゅう いち  
芳 村 忠 市



「人・農地プランから  
地域計画へ」

人・農地プランが法定化され、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を定めることになりました。若年者や女性を含む幅広い意見を取り入れながら、地域の関係者が一体となって話し合っていくこととなります。

農業委員会では、農地の出し手・受け手の意向を踏まえ、「目標地図」の素案を作成します。農地ごとに将来の受け手をイメージする地図になります。



# 農地利用最適化推進委員

主な業務 担当地域内の農地利用の最適化を推進するための活動を行います。



第3地区  
(迫町北方の区域)  
あずま けい ぞう  
東 敬 三



第3地区  
(迫町北方の区域)  
ち ば く み お  
千 葉 久 三 男



第2地区  
(迫町新田の区域)  
た さ き み つ お  
田 崎 光 雄



第2地区  
(迫町新田の区域)  
お い か わ す け ひ ろ  
及 川 祐 宏



第1地区  
(迫町佐沼及び森の区域)  
か ど わ き あ き お  
門 脇 昭 雄



第8地区  
(東和町米川の区域)  
い わ ぶ ち か ず や  
岩 渕 和 也



第7地区  
(津山町横山の区域)  
さ さ き ま さ し  
佐 々 木 正 志



第6地区  
(津山町柳津の区域)  
し ら い し ひ さ き  
白 石 久 喜



第5地区  
(登米町日根牛区域を除く区域)  
た か は し や す ひ と  
高 橋 弥 寿 仁



第4地区  
(登米町日根牛の区域)  
は が て い い ち  
芳 賀 定 一



第12地区  
(中田町宝江の区域)  
さ さ き よ し ろ う  
佐 々 木 喜 朗



第11地区  
(中田町石森の区域)  
ち ば こ う じ  
千 葉 孝 二



第11地区  
(中田町石森の区域)  
さ と う け い  
佐 藤 啓



第10地区  
(東和町米谷の区域)  
ち ば と し ゆ き  
千 葉 利 行



第9地区  
(東和町錦織の区域)  
あ お や ま し ん い ち  
青 山 信 一

## 「農地は適正に 管理を行ってください」

農地法により市内全ての農地の利用状況調査を年1回実施しています。この調査により耕作していないと確認された農地の所有者へ利用意向調査を行うことがありますので、ご協力お願いします。

## 「農地を転用するには 手続きが必要です」

土地所有者自らが農地を転用する場合は、農地法第4条の許可を受ける必要があります。また、貸借や所有権の移転などともなう転用の場合は、農地法第5条の規定に基づく許可が必要です。無断で転用すると、農地法に違反することとなり、工事の中止や現状回復を求められる場合があります。さらに、懲罰や罰金という罰則の運用もあります。

農の広場第39号で氏名の誤りがありました。

誤 ↓ 荒木 孝弘さん  
正 ↓ 荒木 孝広さん

訂正してお詫びします。大変申し訳ありませんでした。

# 農地利用最適化推進委員

主な業務 担当地域内の農地利用の最適化を推進するための活動を行います。



第16地区  
(豊里町山通りの区域)  
とよざわ けいし  
豊澤 啓司



第15地区  
(豊里町鞆波三区の区域)  
こいで たかのり  
小出 隆則



第14地区  
(中田町浅水の区域)  
おののでら けんじ  
小野寺 堅二



第13地区  
(中田町上沼の区域)  
ささき なおし  
佐々木 尚



第13地区  
(中田町上沼の区域)  
ちば ひろなお  
千葉 博直



第21地区  
(米山町中津山の区域)  
いしどう たかひろ  
石堂 貴博



第20地区  
(米山町西野の区域)  
こばやし ひろゆき  
小林 弘幸



第19地区  
(米山町桜岡の区域)  
すずき かずよし  
鈴木 一義



第18地区  
(米山町善王寺の区域)  
さとう あきら  
佐藤 晃



第17地区  
(豊里町鞆波三区・山通り区域を除く区域)  
ささき たけお  
佐々木 武雄



第25地区  
(南方町東郷・西郷区域を除く区域)  
しろとり こう  
白鳥 剛



第24地区  
(南方町西郷地区の区域)  
こん どう みつる  
近藤 充



第23地区  
(南方町東郷地区の区域)  
かめい たつお  
亀井 達夫



第22地区  
(石越町の区域)  
はぶ こう や  
土生 浩也



第22地区  
(石越町の区域)  
さとう すすむ  
佐藤 進

農地に関する相談は、登米市農業委員会へお問い合わせ下さい

## 登米市農業委員会

住所:〒987-0602 宮城県登米市中田町上沼字西桜場18番地 登米市役所中田庁舎2階 西側

電話:0220-34-2317 FAX0220-34-2801

メールアドレス:noui@city.tome.miyagi.jp